

# 中部エプソン会 会則

## 第1条 (名称)

本会は中部エプソン会と称する。

## 第2条 (目的および事業)

本会は会員のコンピュータおよびソフトウェア（以下コンピュータという）の有効活用による職業会計人としての円滑な業務の遂行を目的とし、以下にあげる事業を実施する。

- (1) 会員への情報提供
- (2) 会員および職員の研修
- (3) IT 活用に関する調査・研究
- (4) 会員同士の研鑽・互助・親睦
- (5) その他、本会の目的を達成する為に必要とする事業

## 第3条 (会員)

本会は以下の会員によって組織する。

- (1) 正会員 中部エリアの税理士会に登録する税理士事務所、公認会計士事務所、  
税理士法人、監査法人でエプソンの税・財務用のコンピューター又は  
ソフトウェアを使用している者。
- (2) 賛助会員 中部エリアに事業所を持ち、本会の目的を理解している者。  
  
株式会社オーエイ推進センター  
  
エプソン販売株式会社

※中部エリア…愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・長野県・福井県・石川県・富山県

#### 第4条 (会費)

本会は下記の会費を徴収する。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 正会員         | 年額 30,000円 |
| (2) 賛助会員 平成28年度 | 年額300,000円 |
| 平成29年度以降        | 年額200,000円 |

※事業年度内にて途中入会する場合は、入会日翌月以降から事業年度末までの残月数を

12ヶ月で割った値に年会費を掛けた金額を徴収する。

※本会の会員資格は事業年度ごとの自動更新とする

#### 第5条 (事務局の所在地)

本会は 株式会社オーエイ推進センターに事務局を置くものとする。

#### 第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 2名  |
| (3) 幹事    | 3名  |
| (4) 会計監査役 | 1名  |
| (5) 顧問    | 若干名 |

#### 第7条 (役員を選任)

1. 各役員は正会員の互選により選任する。
2. 会長の指名により若干名の顧問を置くことができる。

#### 第8条 (役員任期)

役員任期は就任後2回目の定期総会終了の時迄とする。ただし補欠または増員によって

就任した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

## 第9条 (役員の職責)

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
3. 幹事は、本会の事務を統括する。
4. 会計監査役は、本会の資産及び会計並びに業務の状況を監査する。

## 第10条 (定期総会)

本会は年1回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に定期総会を開催し下記の議案について審議し議決する。

1. 役員を選任
2. 事業報告・決算の承認
3. 事業計画・予算の承認
4. 会則の変更
5. その他総会に付議することを決した

## 第11条 (入会)

入会手続きは、事務局を通じて別に定める入会申込書により申し込むものとする。

入会を認められた新会員は当該年度の年会費を支払うものとする。

## 第12条 (退会)

会員が本会を退会しようとするときは、退会希望月の2ヶ月前までに別に定める退会届により、事務局に届けるものとする。

また、会員が死亡もしくは該当地域外に移転したときはこの会の会員資格を失うものとする。

いずれの場合においても既に支払った会費等は返還しないものとする。

## 第13条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年 6 月 1 日より翌年の 5 月 3 1 日までとする。

付則1. 本会則は平成28年12月1日より実施する。

2. 第4条(1)は平成29年6月1日から実施する。

3. 第4条(2)は平成28年12月1日から実施する。